

給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程

令和四年四月一日
水道事業管理規程第四十八号

目次

第一章	総則
第二章	給水装置の構造及び材質の基準
第三章	給水装置工事の施行方法
第四章	しゅん工検査
第五章	工事費の算出
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、宇部市水道条例（昭和三十五年条例第三十六号。以下「条例」という。）及び宇部市水道条例施行規程（令和四年水道事業管理規程第四十六号。以下「施行規程」という。）に規定するもののほか、給水装置の新設又は改造工事及び漏水時、災害時等における緊急工事の円滑な実施を確保するため、分水栓から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質の指定並びに配水管に分水栓を取り付ける工事及び当該分水栓からメーターまでの施工方法その他の工事上の条件について必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 給水装置の構造及び材質の基準

(給水装置の構造及び付属設備)

第二条 給水装置は、給水管及びこれに直結する分水栓、仕切弁、止水栓、給水栓、メーターその他水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めた給水用具をもつて構成し、メーターボックス等の付属設備を備えなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

(給水装置材料の指定)

第三条 給水装置の工事に使用する材料は、水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「政令」という。）第六条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。

2 配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に用いようとする給水管及び分水栓、仕切弁、止水栓並びにボックス等の付属設備については、管理者が指定する材料を使用しなければならない。ただし、建物内にメーターを設置する場合は、建物内の給水装置のうちメーター周辺に設置するものを除き、この限りでない。

3 管理者は、前項の規定により材料を指定するときは、政令第六条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に関する項目の検査及び次に掲げる項目について検査を行うものとする。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、検査を省略し、又は管理者が必要があると認めるときは、項目以外の検査を行うことができる。

- 一 外観検査
- 二 形状寸法検査
- 三 重量検査
- 四 操作検査
- 五 切断又は破壊検査

(給水管の口径)

第四条 給水管の口径は、その給水装置による所要水量及び同時使用率を考慮して定め、かつ、分岐しようとする管の口径より小さいものでなければならぬ。ただし、消火栓を設置する場合には、同口径から分岐することができる。

(給水管の分岐方法)

第五条 給水管は、原則として口径三百ミリメートル以下の配水管から分岐し、その分岐方向は、当該配水管の布設してある道路の境界線までは配水管とほぼ直角にしなければならない。

- 2 見込管を利用して分岐する場合は施工方法については、管理者が別に定める。
- 3 給水管を分岐する場合は、宅地側又は配水管側のどちらか一方から配管を行うこととし、継手に修繕用伸縮継手を使用してはならない。
- 4 給水管を引き込む場合は、次のとおりとする。

管種	分岐口径	二〇	四〇	七五
	ミリメートル	二五	五〇	ミ
その他	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	T割字管
	サドル付分水栓	サドル付分水栓	サドル付分水栓	字管

(止水栓、スルース弁及び仕切弁の設置)

第六条 配水管から分岐した二十五ミリメートル以下の給水管には、道路の境界線から宅地側に第一止水栓、口径四十四ミリメートル及び五十四ミリメートルの給水管にあつては道路境界線側にスルース弁、七十五ミリメートル以上の給水管にあつては分岐点に近い場所に仕切弁を設置しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 道路と宅地との高低差が大きいとき又は水路等を横断するときは、道路内に止水栓、スルース弁等を設置しなければならない。
- 3 他の給水装置から分岐して給水装置の工事をする場合は、既設給水装置及び新設給水装置の流入口側に、それぞれ止水栓又は仕切弁を分岐点に近い場所に設置しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 給水装置には、メーター流入口側に逆止弁付ボール型第二止水栓を設置しなければならない。ただし、分岐点からメーターまでが十メートル以内の場合は、第二止水栓のみとし、第一止水栓を設置しないことができる。

5 前項の規定にかかわらず、口径三十ミリメートル以上のメーターを取付ける場合は、メーターの流入口側に逆止弁付止水栓又は仕切弁、流出口側にスルース弁又は仕切弁を設置しなければならない。ただし、第一項又は第二項の規定による第一止水栓若しくは仕切弁がメーターの位置に近いときは、管理者の許可を得て設置しないことができる。

6 給水幹線からの分岐見込み給水管については、宅地内で第二止水栓止めとし、メーターボックスを設置し、プラグ止めとしなければならない。ただし、第一止水栓止めとする場合は、止水栓ボックスを設置しなければならない。

(道路部分の給水管)

第七条 道路を横断する給水管は、口径二十五ミリメートル以下のときはポリエチレン二層管とし、口径四十ミリメートル及び五十ミリメートルのときはポリエチレン二層管又は内外面塩化ビニルライニング鋼管とし、口径七十五ミリメートル以上のときは铸铁管としなければならない。

2 交通頻繁な道路、重量物の通過する道路等で給水管を損傷するおそれのある場所には、耐衝撃性硬質塩化ビニル管の使用を制限することができる。

(水路部分の給水管)

第八条 水路を添架又は伏越で横断する給水管は、横断部分を含めその前後二メートル以上は铸铁管を用いることとし、施工方法については、管理者が別に定める。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(排水弁の設置)

第九条 給水幹線及び一戸の給水管の布設延長が五十メートルを超える場合においては、配管末端に、主管口径五十ミリメートル以下のときは二十五ミリメートル以上、主管口径七十五ミリメートル以上のときは五十ミリメートル以上の排水弁を設置しなければならない。

(メーターの設置)

第十条 メーターは、原則として給水管と同口径とし、給水栓より低位置にし、かつ、水平に設置しなければならない。

2 メーターは、原則として宅地内の屋外で流入側の道路寄りに設置し、取替え及び点検がしやすく、かつ、常に乾燥しており、汚染、損傷及び埋没のおそれのない箇所に設置しなければならない。

3 メーターの取付部には、メーターの取付け及び取替えを考慮し、伸縮寸法を適正に確保しなければならない。

4 メーター下流の配管口径は、取付メーターと同口径を原則とする。

5 前各項に規定するもののほか、メーターの設置に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水装置の構造及び材質の基準の特例)

第十一条 給水装置は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号。以下「省令第十四号」という。）に適合するものであっても、水道施設の維持管理上不相当であると管理者が認めるときは、その使用を制限することができる。

第三章 給水装置工事の施行方法

(給水方式)

第十二条 給水方式は、次に掲げるとおりとする。

- 一 直結方式 給水栓まで直接給水するもの
- 二 受水槽方式 受水槽への給水口まで給水するもの
- 三 併用方式 直結方式と受水槽方式を併用して給水するもの

2 前項各号に掲げる給水方式は、給水装置ごとに使用水量、水の使用箇所、水圧等を勘案し管理者が定める。

(給水管の埋設)

第十三条 国道、県道及び市道に埋設する給水管の深さは、それぞれ当該道路管理者の指示するところによるものとし、その他の道路及び宅地内については、管理者が別に定める。

(給水管の明示)

第十四条 道路部分に布設する給水管は、埋設標識シートにより明示しなければならない。

2 非金属給水管を布設するときは、メーターまで埋設管探知用電線を取り付けなければならない。

3 舗装道路に布設するときは、給水管の分岐点及び分岐方向を示す標示鋲等を取り付けなければならない。

(サドル付分水栓の取付け)

第十五条 他のサドル付分水栓との取付間隔は、〇・三メートル以上とし、異形管及び継手には、サドル付分水栓を取り付けてはならない。

2 サドル付分水栓を取り付ける管が金属管の場合には、貫通部に防食コアを取り付けなければならない。

(給水管の保護措置)

第十六条 給水管の露出部分が凍結のおそれのあるときは、その部分を有効な断熱材で防寒被覆を行うものとする。

2 給水管の露出部分が一メートル以上に及ぶときは、たわみ震動等を防ぐため金物その他のものを用いて建造物に固定しなければならない。

3 開渠を横断して給水管を布設するときは、高水位以上に鞘管を布設してその中に入れ、又は支柱を設ける等、適切な措置をしなければならない。

4 軌道の下を横断して給水管を布設するときは、コンクリート管、鋼管等の中に入れ、給水管保護のため適切な措置をしなければならない。

5 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所には、防食テープを巻き、又は防食塗料を施す等防食のための適切な措置をしなければならない。

6 電食のおそれのある箇所には、防食のための適切な措置をしなければならない。

7 給水管には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある直結増圧ポンプを連結してはならない。

8 給水管には、給水装置以外の水管を連結してはならない。

(異形管の変形又は切断の禁止)

第十七条 異形管は、変形させ、又は切断して使用してはならない。

(給水管の接合方法)

第十八条 給水管は、管種、使用材料、施工技術等を考慮し、適切な機械器具を使用して接合しなければならない。

2 異なる管種の間を接合するときは、管理者が定める異形管及び継手を用いて接合しなければならない。

(止水栓及びスルース弁の施工方法)

第十九条 スルース弁を道路に設置するときの施工方法については、管理者が別に定める。

(メーター、止水栓、仕切弁及び地下式消火栓の保護)

第二十条 メーター、止水栓、仕切弁及び地下式消火栓は、管理者が指定するボックスにより保護しなければならない。

(止水栓ボックス、スルース弁室設置工法)

第二十一条 止水栓ボックス、スルース弁室設置工法は、管理者が別に定める。

(仕切弁室設置工法)

第二十二条 仕切弁室設置工法は、管理者が別に定める。

(消火栓室設置工法)

第二十三条 消火栓室設置工法は、管理者が別に定める。

(撤去工事)

第二十四条 配水管から分岐した給水管を撤去するときには、分水栓を使用して分岐したものは分水栓止めとし、T字管を使用して分岐したものは原形に復し、不断水分岐用割T字管及びサドル付分水栓を使用して分岐したものについては締付ボルトを含む総体の防食を施して分岐口止めとしなければならない。

2 給水幹線又は給水管からさらに分岐した給水管を撤去する場合には、分岐箇所を所定の材料で分岐口止めしなければならない。

(受水槽の設置)

第二十五条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽以下の装置を設置しなければならない。

2 受水槽以下の装置には、当該装置に給水するための給水装置部分に、直結方式による非常用給水栓を設置しなければならない。

3 管理者が定める基準に適合している受水槽以下の装置であつて、使用水量の計算上特に必要があると認めるものについては、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

4 高置水槽を設置するときの高さは、建築物最上階の給水栓等から上に五メートル以上の位置を当該高置水槽の低水位とする。

(受水槽の構造)

第二十六条 受水槽は、十分な強度耐水性に富むもので、ほりりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものについては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置をしなければならない。

2 受水槽の天井、底及び周壁は、外部から容易に保守点検を行うことができるものとし、建物の一部を兼用してはならない。

3 受水槽には、衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管、ドレン管、マンホール及び通気装置を有効に設けなければならない。

4 受水槽の流入管には、逆流防止のため、省令第十四号に定める吐水口空間を確保しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

第二十七条 条例第二十三条の三第二項に規定する管理の方法は、次に掲げるものとする。

一 水槽の清掃を毎年一回以上、定期に行うこと。
二 有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために水槽の点検等必要な措置を講ずること。

三 給水栓において、水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、法第四条第二項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を受けること。

四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第二十三条の三第二項に規定する管理の状況に関する検査は、水質及び当該貯水槽水道の構造について受けることとする。

3 前項に定める検査の内容、方法その他必要な事項は、管理者が別に定める。

（逆流防止の措置）

第二十八条 受水槽又はプール等に給水するときは、吐水口は落とし込みとし、越流面と吐水口の位置関係は、第二十六条第四項の規定に準ずるものとする。

2 水洗便器に給水管を直結するときは、有効な真空破壊装置を備えたフラッシュバルブ又は便器を使用しなければならない。

（消火栓の設置及び配管基準）

第二十九条 消火栓設置の配管は、铸铁管とし、補修用弁を設置しなければならない。

2 直結直圧給水方式により設置する口径六十五ミリメートルの消火栓は、原則として口径百ミリメートル以上の水管から分岐するものとする。

3 受水槽方式による室内消火栓を設置するときは、飲料用水と消火栓用水は別受水槽とし、配管も別配管としなければならない。

4 私設消火栓を設置するときは、原則として当該事業所等のメーターを経由する配管としなければならない。

5 私設消火栓以外に給水装置がない事業所等に私設消火栓を設置するときは、メーターを経由しない配管とすることができる。この場合は、当該消火栓を封印するものとする。

6 道路に布設の給水幹線又は給水管に消防署の要請により私設消火栓を設置するときは、メーターを経由しない配管とすることができる。

第四章 しゅん工検査

（しゅん工検査）

第三十条 条例第七条第二項に規定するしゅん工検査は、次に掲げる事項について行い、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

一 給水管の管種、口径及び延長、メーター位置等についてしゅん工届との照合

二 材料検査に規定する検査合格証の確認

三 分岐箇所、接続箇所等の施工方法

四 給水管の埋設の深さ

五 水圧試験

六 その他管理者が必要と認めた事項

第五章 工事費の算出

(材料費)

第三十一条 材料単価は、管理者が別に定める。

(運搬費)

第三十二条 運搬費は、材料費の百分の五以内とする。ただし、運搬費の下限額は、五百円とする。

(労力費)

第三十三条 労力費は、管理者が別に定める。

(道路復旧費)

第三十四条 道路復旧費は、道路管理者が定めるところによる。

(諸経費)

第三十五条 諸経費は、条例第八条及び施行規程第八条に規定する工事監督費及び間接経費とし、材料費、運搬費及び労力費の合計額の百分の二十四以内とする。

2 前項に規定する諸経費の内訳は、次に定めるところによる。

- 一 工事監督費 材料費、運搬費及び労力費の合計額の百分の四以内
- 二 間接経費 材料費、運搬費及び労力費の合計額の百分の二十以内

3 施行規程第十六条第一項に規定する給水装置の修繕工事についての諸経費は、材料費及び労力費の合計額の百分の二十以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。

(給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程の廃止)

2 給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程(平成二十六年管理規程三十八号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行前に前項の規定による廃止前の給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、制定後の給水装置の構造、材質、工事の施行等に関する規程の相当規定によりなされたものとみなす。